

平成19年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年9月18日（火曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第 1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 8 議案第 2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について
- 第10 議案第 3号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算
- 第11 議案第 4号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第12 議案第 5号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第 6号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第14 認定第 1号 平成18年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 2号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第16 認定第 3号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第17 認定第 4号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第18 認定第 5号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第19 認定第 6号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認
定について
- 第20 認定第 7号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第21 認定第 8号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

第22 認定第 9号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番 西原 央 騎 君	2番 本 多 夕紀江 君
3番 東海林 繁 幸 君	4番 村 山 義 明 君
5番 星 川 三喜男 君	6番 柳 澤 雅 宏 君
7番 藤 田 首 健 君	8番 石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	福 家 義 憲 君
総 務 課 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 参 事	小 林 生 吉 君
総 務 課 参 事	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
産 業 建 設 課 長	柴 田 弘 君
産 業 建 設 課 参 事	中 原 直 樹 君
保 健 福 祉 課 長	奥 村 文 男 君
保 健 福 祉 課 参 事	竹 内 義 博 君
教 育 次 長	石 川 篤 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国 保 病 院 事 務 長	青 木 彰 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
南 宗 谷 消 防 組 合	鳥 田 博 君
中 頓 別 支 署 長	平 中 静 江 君
こ ども 館 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成19年第3回中頓別町議会定例会を開会いたします。

なお、教育長は、校長会があり、10分か15分程度おくれるということなので、ご了承をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番、藤田さん、1番、西原さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。扁桃腺がはれているもので、このような声で失礼いたします。

議会運営委員会報告。

平成19年第3回中頓別町議会運営に関し、8月20日及び9月7日に議会運営委員会を開催したので、その結果をご報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日9月18日から9月20日までの3日間とする。なお、19日からは、決算審査特別委員会のため休会とする。

2、決算審査特別委員会について、本日議長発議による全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成18年度各会計決算に係る認定第1号から第9号を同委員会に付託して、会期内に審査を終了する。

3、議案について、本定例会に提案された議案については、いずれも本会議で審議する。

4、閉会中に受理した陳情第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情は、郵送によるものであり、発議者がいないため、議長預かりとする。

5、意見書について、全道町村議長会を通じ要請のあった道路整備に関する意見書（案）については、村山議員から発議があり、本定例会会期中に審議する。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮ります。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月18日から9月20日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月18日から9月20日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

いきいきふるさと常任委員会の所管事務調査報告につきましては、常任委員長から報告をいただきます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 平成19年9月18日、中頓別議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、観光施設（中頓別鍾乳洞等）の実態について。
- 2、調査の方法、現地調査並びに説明聴取。
- 3、調査の期間、平成19年6月8日（現地調査）、7月19日の2日間。
- 4、場所、中頓別鍾乳洞及び議場。

5、調査の結果、本委員会は、閉会中に観光施設（中頓別鍾乳洞等）の実態について、計2回にわたり所管事務調査を実施した。現地調査では、施設の状況を最も良く知る管理人から、シバザクラ育成上の問題点、入場料を徴収する際の課題、希少生物の保護対策と観光の関係、今後の利用方法などについて聞き取りを行った。担当所属長からは、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園事業の経緯や運営実績などを聴取した。

これらの調査の結果、集約をみた意見は次のとおりである。

【意見】

（1）、森林セラピーでの面的な活用に代表されるように、ふれあい自然公園と鍾乳洞（洞窟）は一体的なものであり、今後の保全と利用の方向性に沿って有料化すべきである。

(2)、有料化の際は、管理料(シバザクラ整備費用等)を賄える金額を想定すべきであるが、町民が憩いの場として気軽に利用できるよう配慮も必要である。なお、鍾乳洞専用のパンフレットをはじめ、自然植生が理解できるような説明看板等を設置するなど、有料化に値するだけの条件整備が必要である。

(3)、町は、洞窟内の希少固有生物である「ナカトンベツホラトゲトビムシ」の保護対策とともに、鍾乳洞及び周辺地域の価値が再認識されるよう保全と活用の具体策を早急に示すべきである。具体策の検討に当っては、教育委員会、観光協会、振興公社などの関係者間で十分協議するよう心がけられたい。

(4)、議会(委員会)としても、このエリアに対し、相当な投資が行われていることを重視しており、政策提言の取り組みを強化するものである。

平成19年9月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、基本計画(第2次実施計画)について。
- 2、調査の方法、資料による検討と説明聴取。
- 3、調査の期間、平成19年7月19日、8月20日の2日間。
- 4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、閉会中に基本計画(第2次実施計画)について、計2回にわたり所管事務調査を実施した。

これらの調査の結果、集約をみた意見は次のとおりである。なお、基本計画は、実施計画を含め議会のチェック・議決が必要となるように自治基本条例等で議決権の拡大を明記すべきとの意見があった。

【意見】

(1)、前期計画で中止、廃止した事業については、事業評価をした上でその理由(必要性の消失、財政難など)を示すべきである。

(2)、後期計画においても個々の事業費の根拠・詳細等を明らかにすべきである。

平成19年9月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、天北厚生園の施設整備(移転)問題について。
- 2、調査の方法、現地調査及び説明聴取。
- 3、調査の期間、平成19年8月20日。
- 4、場所、天北厚生園及び議場。

5、調査の結果、本委員会は、閉会中に天北厚生園の施設整備(移転)問題について、

所管事務調査を実施した。現地調査では、施設長から現状について説明を受け、重度棟、一般棟の居室を中心に視察した。

調査の結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

天北厚生園は、施設全体が老朽化しており、居住環境の劣悪化は甚だしい状況にある。同園の運営は今春から法人に移管されているが、利用者の人権を考慮したとき、早急な施設の改善に向け、町の支援が必要である。

平成19年9月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、学校施設（中高）の利活用について。

2、調査の方法、資料による検討と説明聴取。

3、調査の期間、平成19年8月20日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、閉会中に学校施設（中頓別農業高校）の利活用について、所管事務調査を実施した。同校閉校後の利活用については、天北厚生園の移転先、養護老人ホーム長寿園のサテライト利用、企業誘致など、いくつかの構想は浮上しているものの、いずれも具体化されていない。このため、道有財産である校舎、教員住宅、備品等の譲渡条件も具体的な協議に至っていないのが現状である。

調査の結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

中頓別農業高校の閉校直後（平成20年度当初）から、施設改修に着手できるよう平成19年度中に具体的な利用計画を確立すべきである。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野呂智雄君） おはようございます。平成19年第3回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、大変何かとお忙しい時期にもかかわらず全員の議員さんの出席をいただきましたことにつきまして、まず初めにお礼を申し上げたいと思います。それでは、8月の10日から昨日までの町長一般行政報告につきまして報告をさせていただきますと思いますけれども、紙面、印刷物を配布しておりますので、それを見てご理解をい

ただきたいと思えますけれども、2点ほど報告をさせていただきたいと思えます。

1点目は、北海道浜頓別高等学校の商業科の募集停止についてであります。平成19年6月5日に北海道教育委員会から北海道浜頓別高等学校の商業科を平成20年度から募集停止とする案が示されたことから、北海道議会ははじめ関係機関に対しまして、浜頓別町長や猿払村長等々関係者ととともに、北海道浜頓別高等学校の商業科の存続について要請を行い、また当町議会からも「北海道浜頓別高等学校の学級数の存続を求める意見書」を提出するなどの要請活動を行ってきたところでありますけれども、北海道教育委員会は平成19年9月10日に北海道浜頓別高等学校の商業科を平成20年度から募集停止することを正式に決定されました。まことに残念でありますけれども、ご報告をいたします。

2点目は、寿パークゴルフ場の入口付近の右折レーンの設置についてであります。寿パークゴルフ場の利用者の増加にともない、町民から交通安全上の指摘があり、数年前より国道275号線の寿パークゴルフ場入口付近の右折レーンの設置を稚内開発建設部に要望しておりましたけれども、本年9月20日から来年2月15日までの工期で実施することに決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、一般質問を行います。

本定例会では3名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 一般質問を行います。

私は、3項目にわたって質問を提出しておりました。まず、1つ目ですけれども、救急救命に関する基本的な考え方を伺いたしたいと思います。まず、この件について1項目として、私は救急救命は消防業務として活動していること自体何ら不思議がありません。ですから、当然消防法等の枠の中での活動であろうと思えます。そこで、実は私も南宗谷消防議会の議会選出の監査として、これまで2回ほど監査委員会を開いた中でいろいろ話題になっておりましたのが、救急救命業務に関する行政の対応が今までの消防業務の一環としてのみだけのことでいいのかというのが論議されておりましたので、あえてここで質問させていただきますが、特に本町の高齢化、それと病院の体制、病院の体制はある意味でいうとまだまだ住民要望にこたえ得るべく内容ではない。これは、住民からの要望で言えば総合病院化みたいな意識で言っていることですが、そういったいろんな病院の事情、町の事情もあってこういった体制でいっているのですけれども、これはある意味ではやむを得ないと思っております。これを考えまして、では体の弱いお年寄りやそういった方々のためにもう一つ、消防という業務でありながらも福祉という視点で考える必要はないのかと

いうことであります。それは、ある意味では、救急車を気軽にという言い方は変でありませうけれども、今逆に救急車を活用しないように、しないようにという思いがこの田舎ではあるわけです。そのことでいいのかという疑問が1つあったということであります。そういう面からも、救急救命体制を整える必要はないでしょうか。ちまたでは、特に大都会では救急車をタクシーがわりに使うという非難があることも承知しながら、あえてこの地域の過疎地帯における医療実態を考慮したときに、もう少し弱者のためになるような救急体制をとれないものだろうかという質問であります。

それと、2点目ですが、本町の救急救命体制、職員が12名、今欠けている部分ありますけれども、救急救命士が2名であります。これは、他町村と比較して非常に少ない、不十分と思います。町長もご承知でしょうけれども、現在定員は当町、浜頓別町、枝幸町の歌登分署地区は15名の定員です。その中で、浜頓別町は14名、歌登も14名、当町だけが12名でまだ欠員をしているという状況です。その中で救急救命士は、歌登が5名います。浜頓別が6名いるのです。これは、救急救命士の対応を考えたときに、これは24時間体制でやらざるを得ないわけですから、少なくとも4名は必要だというのが大体どこの支署でも定着しています。しかし、4名だけでも、いろいろな病気だとか旅行だとか出張だとかということを考えてときに、どうしても4名以上の配置が必要ですよということも言われていました。そこが私どもでは2名です。今救急救命士の養成を図って、1名研修に出すことも知っていますし、1名の募集をしていることも知っていますけれども、これを今4名なり4名以上の体制にするための今後の町長の考え方を伺いたいと思います。

さて、最後にですが、定員15名のところを現員12名でやっております。先ほど申し上げましたように、同じような規模の浜頓別、歌登が14名でやっております。ここで何が問題になってくるかということ、救急出動態勢が問題になってくるわけです。町長ご承知でしょうと思いますが、救急を出すには4名の職員が要るわけです。少なくとも1名は救急救命士、あとの2名は救急車の乗務資格を持った2名、それと連絡体制のために本署に残る1名、4名が要るわけです。ところが、この4名が常にいるような日中であると、これは比較的安心できるのですが、夜間になりますと今何名宿直しているかわかりでしょうか、2名です。2名では、救急の出動できないのです。そのために、2名が自宅で夜間も含めて待機をして、2名が駆けつけなければならない状況になっているのです。この2名が駆けつけて、初めて救急車が出動できる。これは、町長、住民聞いたらびっくりすると思うのです。それでは、救急車でないのでない、電話かけて、ほいと乗ってくれるのが救急車だろうと私らは思っているのです。ところが、現実には、2人の職員が家から駆けつけ、4名そろったところでしか出動できないという、この体制は非常に高齢化が進んだこういった地域においてはちょっと心細いと感じてしまう。それは、おわかりになると思うのです。これをなくするためには、少なくとも14名、できれば定員15名といえますけれども、少なくとも14名の体制に持っていけないと解決でき得ないというふうにご承知しておりました。この辺、12名でやるのでしょうか、今まさにつらいから12名で何と

かして、将来的には14名にする、15名にするというようなお考えがあるのかどうか、この辺を伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 東海林議員さんの救急救命に関する基本的な考え方について、初めに消防支署長よりお答えをさせます。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） お答えをいたします。

（1）番につきまして、高齢者の方が急に体のぐあいが悪くなったりした場合、町内に居住する家族の方や友人などを呼んでから119番通報する方が見られます。また、体のどこかが痛くなった場合でも、我慢をしてなかなか119番通報をしない方が見られます。その場合、消防の救急隊員は、患者さん、家族の方に、まずは119番通報をするようお願いをしております。一秒一刻でも早く応急処置を行い、病院に搬送することで命が助かるということを申し上げております。これまでに町民を対象にした普通救命講習会を本年度は3回、51名の方が受講しております。この救急講習会では、119番の電話のかけ方や体のぐあいが悪くなった場合、我慢せずに、また遠慮しないですぐに119番に電話をかけていただくようお願いをしております。今後は、高齢者を対象にいたしました救急講習会の開催を企画しまして、救急のことで気軽に相談ができるような救急体制を目指してまいります。

（2）番ですが、現在の中頓別支署の救急隊員資格者は8名おりまして、そのうち救急救命士は2名でございます。当支署の勤務体制からいいますと、最低4名が必要になります。9月18日、きょうですが、きょうから職員1名が救急救命士札幌養成所に資格取得を目指して入所しております。また、本年度中に救急救命士1名を採用することにしております。来年度からは、4名の救急救命士で救急活動を行ってまいります。また、今後も救急救命士の取得者を増員してまいります。

（3）ですが、中頓別支署の定数は15名ですが、実員は本年度中に職員1名を採用しますので、12名体制になります。基本的には定数を確保することが望ましいのですが、構成町の消防署及び支署は財政上の理由から定数に達していないのが現状です。本来ですと、消防業務を円滑に遂行するためには夜間勤務者を4名にし、そのうち救急があれば3名が救急隊として出動しまして、1名が通信隊として署に残ることになります。現在は、枝幸町を除くほかの2支署、1分署は3名の夜間勤務者と1名の自宅待機者を置きまして、救急等があれば署に駆けつけ、通信業務につく勤務体制をしいております。当支署は、本年4月に1名の職員が消防学校初任教育課程に入校しておりまして、また1名の方が5月から休職中でしたので、実員10名の中で外勤の日勤勤務者を確保する必要から、変則的ですが、職員の協力をいただきながら夜間勤務者を2名、自宅待機者2名を配置して消防救急業務を遂行しております。12名体制に戻れば、ほかの構成町と同じく夜間勤務体制をしることができますし、通常の消防業務として各分団の機械点検や消火栓などの水利点

検を行うことに支障なく、また当支署はほかの構成町と比較しましても沿線の集落の数も少なく、面積も小さいことから、救急活動や消防活動がしやすい町でもありますので、このようなことから現員12名体制で行っているものであります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 通告の文は非常に簡素に書いたつもりですので、そういったお答えだったと思いますが、それを改めて口頭で口述させていただきましたが、その辺で私の意図するところと若干違うところがありますので、その辺について伺いますが、住民に気兼ねなくというか、少なくともこの町の人たちがタクシーがわりで使うとは到底思えません。そういうことからして、いかにして消防業務の中で救急に対する町民の使いやすさといいますか、そういったことをこれからいかに、どういうふうにしてやるのか。もう少し住民がそういった意識になれるように、無理をしないで119番呼んでくださいよというのをもう少し使いやすいような形にする具体的な考え方があれば、教えていただければと思います。これは、これで終わります。

それで、本町の救急業務が、3番のところと2番のところと重なり合いますけれども、ほかの町村は14名、うちが12名、現在は11名で、12名になればよそと一緒にやれるという論理がわからない。それは、地域的な問題があるといったって、面積的には狭いということは言えるのだけれども、救急のことについては件数だとかそういったことが重要なわけですから、件数わかっていますか、支署長はわかっているだろうけれども、町長、わかっていますか。この1月から7月の末まで、本署で統計とっているのです。それによりますと、浜頓別町が救急30件、当町が27件、歌登が17件なのです。合わせて枝幸本署も入れると126件あるのですけれども、これを見ますと当町は人口の割に非常に多いと言わざるを得ないのです。浜頓が30件、うちが27件です。ということは、救急車を頼りにしている人口が多いのだと、言うなれば高齢化の問題もあるでしょう。そういったことで使っているのです。そういう意味では、非常に他町村より使っていると言えると思います。こういう実態から見ても、救急体制の整備はほかの浜頓別町や枝幸、歌登地区の体制より楽だと、余り件数ないとは絶対言えませんから、楽だとかと言って、現実には今同じようなところが14名体制でやっているのに、うちが11名、今採用して12名にすると、12名になれば14名と同じようにやれる。それは、どこかで職員に無理をかけていることにならないですか。現実には当町の消防職員は、休みとれないでいます。その実態わかっているのでしょうか。こういうのを支署長に聞くのは酷だと思うので、休んでいても、この土地を離れるなというようなことで、こんなのは休みにならないですよ。もう少しそういう点では、命にかかわるところに、しかも本当の前面に出ている職員たちですから、ある意味の休息も必要ですし、町の専門職いろいろあります。命にかかわると言えば、医師、看護師、その他医療機関の人たちや、場合によっては保健師だとか、幼児の面倒を見る保育士なんかもそういった部分でしょう。そういう人たちと同様というか、それ

以上の最前線にいるのが救急を行っている消防職員だと思うのです。そういう人たちに対する体制整備は、今でも、今は11名でやっているのですけれども、13名と11名でははっきり言ってえらい違いなのです、職員の勤務体制、その他のことについては。これらの改善を12名にすればいいのではなくて、それ以上にする考えはないのか、この辺、いろんなところを節約しても、こういった町民の人命にかかわるようなことについては何とでも努力していただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

そういったことで、2と3と一緒に質問させていただきましたので、できれば、支署長はこの辺は答弁しにくい部分だと思いますので、町長からお願いできればと思います。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） （1）の高齢者に対する具体的な救急車の利用しやすいような考え方についてどのように考えているかと、具体的な考え方ということでありますが、私どもとしては普通救命講習会とか救急講習会、その中で高齢者を対象にした講習会の中で救急車の呼び方ですか、声のかけ方とか、そういうことに対して説明をしていきたいなというふうに思っております。それと、今の普通救命講習会もそうなのですが、それは3時間かかるのです。通常の救急講習会というのは1時間程度で終わりますので、高齢者の方には1時間程度の救急講習会を数多くいたしまして、そこで救急車の利用の仕方というのですか、しやすいような利用の仕方呼びかけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目、3点目をまとめて私のほうからお話をさせていただきますけれども、まず救急救命士の関係でありますけれども、今初めの答弁で支署長のほうから平成19年度中に4名体制にすると、また増員を私のほうも考えておまして、今現在救急救命士を取得をしていない職員、若い職員が2名おりますし、この2名の職員についてもできるだけ早くに救急救命士の資格を取っていただこうと考えておりますし、また20年度末で1名、消防の職員が定年退職を迎えます。そのときに、救急救命士の取得者を採用してまいりたいと、このように考えております。そういう中で、少なくとも最低限4名を5名、6名、7名と、こういうぐあいにふやしていきたいと、こういう考えを持っていることをご理解をいただきたいと、このように思います。

また、3点目の問題でありますけれども、今現在全員の職員を確保、全員の職員というよりか、募集している職員も含めて12名体制に19年度末にはなるのかなと、このように思います。定数15名でありますけれども、定数については私は最大の人員配置の目標数値であると、このように考えております。そういう中で、現在消防職員10名から12名の間で頑張っていただいております。今すぐ職員を増員するということには、私はちょっと無理があるのかなと思います。特に19年度も、東海林議員さんもお承知のとおり、6月補正の時点でもう約1億円の不足を生じている中で、今私どもも何とかできるだけ早

く収支のバランスをとれるように、いろんな面で計画を練って、その計画に沿って進めているわけでありまして、もう少し時間をいただいた中で消防職員の増員も考えていく必要があるのかなと。しかし、私は、今回の選挙で最低12名の消防職員の確保を図ると、これを公約に挙げました。今ご指摘のあった部分も含めて、町の財政状況、その辺も含めて考え合わせて、できるだけ早く職員の増員を考えていきたいと、こういうことで今の時点ではご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 最後、再々質問になりますけれども、簡単なことで確認させていただきます。お年寄りだけということではなくて、住民一般に救急車の活用というか、救急車に対する意識をどう変えるのかと。変えるのかというのは、ある意味ではうまい使い方といいますか、うまい使い方というのは効率的な使い方という意味で、例えばちょっとけがして、自分の車で行けるところをあえて救急車なんていう、そんなことは考えないと思いますので、ただこの程度であればどうぞ使ってくださいというような、そういったものを示さないと、1時間の講習会に呼んだ人だけに教えたって、そういう人は大体わかっている、逆に。そういうところに来れない人、遠いところの地域にいるお年寄りだとかというような方、それとやっぱりみんな良識を持っていますから、できるだけ役所に迷惑かけたくないという気持ちをみんな持っているのです。これは、非常にありがたい話であるのですけれども、そのことによって初動を逸したということもありましょうから、何か具体的にパンフレットだとかチラシとかポスターのようなもので、みんながこういうときには使えるのだよ、こういうときには使ってくださいというような形のものがあればいいのかなと思っておりましたので、講習会のことでPRするというのは限界あるだろうと思いますので、後でまた検討してみてください。よろしくお願いします。

それから、町長公約のときに12名で公約したからと言うけれども、12名という根拠は町民だれも知らないのです。15名の定員なのだとすることも知らないと思うのです。だから、12名でいいというのは、町長選挙のときにはまだ11名いましたか、現実には休職者1名、10名でやっていたと思いました。ですから、それを12名にするというのは、もちろん前進でありますけれども、職員の休養も含めて職員の勤務態様を整える。これは、安息日を設けるというのも非常に大事な職種だと思って私言っているのです。単に町の役場の職員のような勤務態様ではないだろうと。だからこそ、休息日に完全に休息できる体制を組んでやるには、2名一遍にふやせ、14名にしろとは言わないとしても、1名でも増員を図ることを、ほかの何かを削ってでも、いろいろ大変だろうけれども、削ってでも、または日中勤務の職員を、私なんか考えもつかなかったのだけれども、いろんなところでは女性の隊員を活用しているという話も聞いたりしましたので、そういう人たちを臨時的な採用をしてでも、男の方々が救急体制に専念できる体制も含めて、確かに財政的には大変なことわかっていますので、それはやっぱり町長、これから努力してほしいなと思いますので、本当はこれはお願いみたいな話で申しわけないのだけれども、色よい返

事をくれれば答弁してください。

○議長（石神忠信君） 答弁しなくてもいいということ。

○3番（東海林繁幸君） 1問目はいいです。2問目……

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私も消防職員が少ない職員の中で一生懸命頑張っていると、これは十分私は承知をしております。消防支署長から話を聞いておりますから。今お話ししたとおり、今の状況で、はい、いいですよとなかなか言いにくいのが実態であります。そういう意味では、こういう一般質問があったということ踏まえながら、内部で協議をしながら、一年でも早く消防職員が少しでも楽になるような体制を確立する方向で検討させていただきたいなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） では、次の質問に入ります。高等学校の利活用についてであります。これは、私は6月議会でもご質問させていただいたわけでありましてけれども、その折に利活用推進協議会として12月中に、ということは平成19年中に一定の結論を出せるようにしたいと答弁されています。私は、それで、ああ、町長はすごく積極的にこれから取り組むのだなという期待を込めておりました。その後3カ月を経過いたしました。これまでどのような取り組みをされたのか、伺いたいと思います。

これは、私どもに寄せられたいろんな住民のご意見も踏まえて私から申し上げますが、次に高等学校を医療系か、また福祉系の専門職の養成学校にしたらどうだろうなど、また養護学校、これはいろいろ今までも検討して、問題あったこともわかっていますけれども、こういった意見、それからまたたまた刑務所など、これは今は私立での刑務所設置というニュースも流れておりましたものですから、そういった話などが出てきております。これは、ちまたの意見ということで私聞いておりますし、私自身もいろいろ考え方はありました。しかし、私どもがそういうちまたの意見を聞いたり言ったりしているのとは別に、利活用推進協議会というものがあるわけですから、この中でいろいろご検討されているのだらうと思いますので、そういった提案があるだらうと思いますけれども、あるとしたらそれがいろいろな可能性の調査もしていると思いますので、その辺について伺いたいと思います。6月以降の問題として聞いております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の中農高の利活用について、小林参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 中農高の利活用に関するご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目ではありますが、この間の取り組みといたしましては、天北厚生園のグルー

プホーム、ケアホーム開設や市街地移転に関する検討、道有財産処分取り扱いに関する北海道への要望活動、企業誘致に向けた情報収集活動を主に行ってきております。従前から取り組んできたこれらの活動では、新たな展開が見えないまま現在に至っておりますが、今後は道の回答内容や天北厚生園のグループホームや施設移転に関する検討結果等を踏まえ、全体の利用計画を年内にまとめるよう引き続き努力をしていきたいと考えております。

2点目ではありますが、利活用協議会に対して農業高校の利活用に関する町民からの正式なご提案といたしましては、実は1件のみでございまして、ご質問のような内容のご意見は、正式にはという意味ですが、寄せられてはおりません。しかし、提案には至らないまでも、町民の皆さんの間でご議論があるものについてはその都度調査を行うよう努めてきたところであります。ただ、ご質問に関連いたしまして、私どもの把握が不十分ところがあったかもしれませんが、医療系、福祉系の専門学校については調査をしておりません。養護学校の件についても、6月の議会でご議論があるまで調査を行ってきておりませんでした。なお、刑務所の件につきましては、16年1月に山口県に新設が決まって以降、次の新設は当面ないという、そういう情報から、その後の経緯等も含めて調査を行ってこないというのが現状であります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） もう少し6月以降具体的な進展があるかなと期待していたのです。特に8月20日、当議会の常任委員会でもこの問題については積極的な活動を促進してもらおうと、12月中にはある意味の結論も出るような形で進めてほしいという、そういう意見の集約もされております。そこで、町長、私ちょっと心配したのは、6月議会で私の質問に、12月中にまとめるということで、大丈夫かなと、町長のやることに大丈夫かなもないのですけれども、期間がちょっと足りないなという率直な思いがあったのです。それで、12月にやるとすれば、これ以後相当積極的な活動がされないと、これは間に合わぬだろうと思っておりました。そこで、今小林参事からの話では、はっきり言って具体的な活動は余り見られない。検討委員会やったのでしょね、当然、この9月現在までに。その中で、何をするとか何をしようとかという話出てこないのですか。住民は、みんな思っているのです。この検討委員会をつくったということは、その中でいろいろ、基本的な事項の検討はこれまでもやられたけれども、これからはこの地域特性または施設特性を生かした何らかの形を決め込んで、それに対して可能性の調査活動をしているのだろうというようなことを期待しているのです。実態としては、そういった検討委員会の動きはどうなっているのでしょうか、再質問させてください。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） ご質問にありました協議会については、作業部会も含めて、この間開催はしておりません。ご質問にありますように積極的に活動すべき点については、十分認識をしているところでありますが、施設の利活用の中で特に中心となりそうな大きな問題といたしまして、先ほども申し上げましたように天北厚生園の問題、そ

れから道有財産の処分に関する結論といったようなところがなかなか出ないというところが正直申し上げて実質的にはなかなか動きにくい状況になっているということでもあります。天北厚生園に関しましては、施設のほうで今あそこの施設をグループホーム、ケアホーム、それから施設本体含めてどのように利活用したらいいのかということについて、この春から検討していただいております。春先、6月ぐらいにはある程度方向性が見えるかなというふうに思っていたところでもありますけれども、なかなか新旧福祉施設の基準の問題等があったり、あるいは道有財産の関係での結論が出なかったりというようなところで、まだ最終的に厚生園としても整備に関する、移転に関する結論は、もう間もなくまとまる予定というふうに聞いておりますけれども、そういう状況にあるということ。それから、道有財産の処分に関しましては、道の回答につきましては現時点では大変厳しいものがあります。これに関しましては、なお引き続き、今月中にもまた町長が道教委のほうに出向くというようなことを予定をしております。何とかこの辺についてしっかりと結論が欲しいというところがありまして、これらを踏まえた上でいかないと、なかなか全体計画は描きにくいかなというところがございまして、大きくはこの2点についての一定の結論が出るのを今日まで待たざるを得なかったというような事情についてもご理解を賜りたいと思います。その辺が固まって以降、協議会、作業部会といったところできちんとした議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 基本的に中農高の利活用の問題は、一般的な住民が考えれば、我々も含めて、厚生園があそこへ来たらしいなというのは初めからあるわけですよ、そんなことは。ただ、それでは、中農高のなくなった跡の地域の活性化につながるのだろうか。ただ厚生園を移転させるだけであの施設を利活用するのは、非常に財政的にもメリットがあることも事実です。これは、当初としてはです。ただ、あの施設をもう少し特徴を生かして、できれば校舎本体と教職員住宅、それから生徒の寮、この特性を生かした一体化した施設を何か考えてくれないかというのが住民の考え方なのです。希望なのです。それが何も出てこないで、ただ今になって厚生園の検討を待つというのであれば、初めから我々が思ったように厚生園にするのなら一番いいよなという思いと同じであって、そこに何を努力したのかという、その実態がなかなか出てこない。今までいろいろやってくれたとは思っただけけれども、実態が出てこないのです。もう少し、厚生園は最後のとりでみたいなもので、そういう協議会であってほしかったなと、こう思うし、今からでもそういうのはやってくれるのだろうかと思うのです。

ですから、いろんな可能性調査をしてほしいと。それは自分たちでだから、住民から1件しかなかったから、1件についてだけやった。では、自分たちの協議会の中では、町の領域の中では何も考えなかったということになるのですか、そうではないでしょう。協議会の中だって、何回も会議を開いて、こういうことをやったらどうだ、可能性あるか、ないか、そういったことが今まで何回も開かれなければならないのではないのですか。それ

で、考えた末一番適当だったのは、今の厚生園を移転させることだという結論であれば、これはまた結果としてはやむを得ないものがあると思います。そういったことを住民として期待しているのです。変な話ですけども、何とか学校ができ上がって、先生や生徒が来て、あの施設が利用されればというような淡い気持ちがあるのです。それにこたえるような動きがされているのかどうか、そこが求められているところだと思います。

それと、もう一つ聞きます。厚生園を仮に考えたとして、道有財産の移管について、厚生園施設にしたいからということで、もう言っているのですか、その辺ちょっと伺いたいですし、これはもう最後の質問ですから、ないとしたら、厚生園であれば道有財産の移管が可能となるのか、可能かどうかはまた別な問題でしょうけれども、それは考え方としては、道としてもそれであればやむを得ないぐらいのことを言ってもらえる予測がつかのかどうか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） ご質問にありました天北厚生園の問題でありますけれども、この施設の利活用に当たっては、厚生園を含めて今町にある施設が移転して、その施設を使うということであれば、町の中にとっては、結果として農業高校がなくなったマイナスだけが残るということであって、基本的にはそうはならないように、少なくとも農業高校がなくなった、その大きな町としてのマイナス部分、その部分をしっかりと埋められるというか、そういう意味でその施設を利活用した地域再生というような取り組みを目指しているという基本的な考え方に立って出発していますし、今でもその考え方については変わっていないというふうに思っております。ただ、障害者自立支援法の関係等ありまして、天北厚生園も非常に早急にグループホーム、ケアホームの建設と新体系への移行ということを目指さなければいけないというような事情もあり、さらに施設も長く本体の市街地への移転という課題を抱えていたということでありまして、少なくとも全部を天北厚生園に使うとか、そういうふうなことを想定しているわけでは必ずしもなくて、厚生園もその中の利用できる可能性の一つだというふうな考え方に立って、もし厚生園が移転するとした場合どれだけの施設が使われて、必要になるかというようなことについて厚生園に検討していただいているというところであります。この件に関しては、厚生園に決めたというようなことがあるわけでは一切ありません。その辺を踏まえて、きちんと協議会の中での議論をしていかなければいけないということです。

それに関連して、厚生園以外の選択肢について検討していないのかということですが、決してそうではありません。たまたまご質問あった点については調査していなかったというようなことはありますけれども、そのほかにもいろんな町民の皆さんの、正式ではないですけども、ご意見なども伺った機会がありますので、それらについてのことについてはできるだけその可能性について考えてきたつもりでありますけれども、なかなかその中から具体性のある、可能性のあるものが見えていないかなというところがあるかなというふうに思います。ただ、これは協議会の中でも確認していることでもありますけれど

も、農業高校であったという歴史なども踏まえて、きちんと農業高校、施設だけに限らず、これを機会に取り組む地域再生という、そういう仕組みというか、そういうものをきちんとつくって、この農業高校問題というものを乗り越えていけるようにしたいというふうに思います。協議会そのものを開催していないというような事情については、反省すべきところありますけれども、今現在そこに上げて協議をしていただける要素というのがなかなかまとまっていないというところから、やっていなかったということでありまして、今申し上げたような焦点が明らかになっていく中で積極的な議論を行っていけるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 補足をさせていただきますけれども、天北厚生園が高校跡地を利用することがスムーズに利活用できるのか、可能性があるのかと、こういうお話でございましたけれども、天北厚生園が使うとなっても、いろんなルールがあってなかなかスムーズにいかないのが今の実態であります。特に借金をして償還をしている施設、そういう施設だとか、または福祉法人でありますけれども、必ずや借金の終わっているものを無償で利用すると、こういうことにもなかなかならないのかなと、こういうような状況であります。しかしながら、そういうこともあって、26日の日に天北厚生園の施設長等々と教育庁に行って、もう少し積極的に利用したい施設を利用させてもらえないのかと、こういう要請をすると、こういうような今状況でありまして、何でもかんでも天北厚生園が使うからスムーズにいくと、こういうような環境には今現在ないということでご報告を申し上げます。

○議長（石神忠信君） よろしいですか。

○3番（東海林繁幸君） 次の質問。

○議長（石神忠信君） 次の質問にいくのでしたら、ここで暫時休憩したいので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議場の時計で10時45分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り一般質問を続けます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、3項目めについて質問させていただきます。

3点目は、障害者自立支援法と天北厚生園のほうに対する対応について伺います。厚生園につきましては、実質本町の管理運営から移転したわけでありまして、今後の運営についても相当な関連があると思っております。あえて質問させていただきました。障害者福祉計画と総合計画で障害者程度区分認定、区分が1から6まであるわけですが、

これがどういう見通しになるのか、そのことによって受け皿となるグループホーム、ケアホームの生活移行者を20と計画では見ているわけですが、実はこれは私が知事から障害者相談員の委嘱を受けておりまして、相談員の研修会等でこの問題について指導いただいたこともあります。そんな話の中で、現実はまだ障害者施設の利用者に対して障害程度区分認定がされていない方が大多数であります。今何となく大体20%か30%ぐらいが施設を出なければならないのかなと言われていたのです。仮に厚生園90定員で20%として二九、十八、そこから20という数字が出てきたと思うのですが、現実には今障害程度区分認定の審査をしている段階で、これは前回の認定審査のときにもあったのですが、相当な障害者だろうと思う方も2の区分できました。2の区分ということは、当然出なければならないです。その子はダウン症候群で、相当生活に対しても自主自立的なことが難しい状況であった方でも2というような状況できております。その方についての審査は、最終的には3というふうに格上げされましたけれども、町長もご存じだと思うのだけれども、3になっても50歳未満の方はやっぱり施設を出なければならないという実態にあるわけです。私が先ほど申し上げましたそちらのほうの専門的なことをやっている方の話として、20または30という見通しでいたけれども、現実的には50%、それ以上になる可能性だってあるというふうなお話を聞きまして、場合によってはそうなのかなということをもも考えざるを得なかったのです。

それで、そういうことになりますと、障害計画や総合計画で一応20と見た計画がこれでいいのかなということも考えざるを得なくなりました。私は、どっちの計画にも関与していた関係もありまして、それで町としてもこの数がそういったところで、これはもうことし、来年のうちには認定に持っていかなければならないだろうと思うのですが、そういったことである程度対応を考えなければならないのかなと。20が30になり、40になるという可能性も含めて、この辺どういようなふえた場合の対応ができるのか、これを今から、私1人の心配で終わればいいのですけれども、一緒に心配したほうがいいのかなと思って、その対応をどうするかお伺いしたいと思います。

それと、グループホーム、ケアホームのほうの利用者については、ケアについては余り活動的な期待はできません。ただ、施設から外へ出て生活移行するということぐらいしかできないと思うのです。ほとんどは、本来はグループホームで就職をするというのが本来の目的であります。これをA型とって、しかしそれはできないだろうと、現実的に地域的な就職状況、環境も見ますとできないと。結局は、就労継続支援とってB型、いうならば今まで入っていた施設へ行っ、そこでの生産活動に入るとか、またはそこで訓練活動に入るといようなことが大多数だろうというふうに思うわけです、グループホームにつきまして。それで、そういうことが、これから新しい法律に基づいて現在の障害者施設自体の機能の向上も実は図らなければならないというのが根っこにはあるわけです。そこで、ケアホーム、グループホームができて、そこへ移行した。そして、移行した大多数は、また日中は、はっきり言うと厚生園の訓練、生産施設に戻るといことになるのですけれ

ども、これは法律にきちっとした定めはないにしても、相当な職業的な訓練、教育、それから生産的な施設として期待されているわけであります。

そこへいくと、今の厚生園の施設で、はてそのことが期待にこたえられるのかどうかというと、甚だまたこれは疑問に思うわけです。そういう意味で、いきいきふるさと常任委員会では8月20日に現地視察もしたわけでありますけれども、非常に老朽化していると。これが基本的な教育訓練、職業訓練に基づく施設になり得るのかということでは疑問に思ったわけです。それは、職員体制等のこともあるかと思えますけれども、ただ一般的に言われているのは、国が障害者自立支援法で求めているのはただ間違いだというような言い方を我々障害者の側から見ても言われるわけですが、基本的にはこの自立支援法は、施設に入っている彼たち、彼女たちを外に出して、生き生きと生きていく、そういう環境をあたえてやればできる子はたくさんいるのだという前提はあるわけですし、できれば施設に閉じ込めることなく、グループホームなどで受け皿として大いに社会性を高めていくということも大事なことだろうと思うわけであります。一方、それには受け皿づくりをしなければならぬという財政的な負担が伴うわけでありまして、本当にこれどうしたらいいのかということところが心配しているところでありますけれども、こういった観点から、管理上は町の管理を離れたわけですが、施設整備等についてはまた町が関与しなければならないという立場もあろうかと思えますので、あえてこの点について町長に伺いたいと思えます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 障害者自立支援法と天北厚生園への対応について、初めに保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） （1）につきまして、障害者自立支援法では、施設を利用する場合、障害者一人一人の程度を調査及び審査し、障害程度区分が決定されます。その障害程度区分が50歳以上の人におきましては区分2以下、50歳以下で区分3以下の場合は、施設に残ることができなくなります。天北厚生園では、平成22年に新法に移行することで計画をしておりますが、何名施設に残ることができるか確認することは現状ではできておりません。このため、町では今年度中に町の認定調査員により施設入所者全員の仮認定調査を実施する予定であります。その調査結果を踏まえまして、仮の障害程度区分を算定し、施設に残れる人数を試算をしたいと考えております。その結果、移行者が計画人数よりふえる場合におきましても、グループホーム、ケアホーム等で対応してまいりたいと考えております。

（2）につきましては、天北厚生園ではグループホーム、ケアホーム利用者に対する就労の場として新たな事業の実施は難しく、現在実施している訓練作業の規模拡大等により事業の充実を図りながら、利用者がサービスを受けられるような体制を検討しております。町といたしましても、今後どのような就労の場の提供ができるか検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私が心配していることと同様に、町としてもその対応を考えているということをお聞きいたしまして、安心いたしました。基本的に政府は、この障害者自立支援法は社会に帰すという言い方をしながら、極端に言えば家に帰す、こういう考え方なのです。しかし、現実にあの子たちが今家に戻れる体制にあるかどうかということでは、非常に困難な話であると思いますので、何としてもこの受け皿を地域で、施設を設けた地域でやってやるよりしようがないだろうと、これは町長、やっぱり覚悟してかからざるを得ないだろうなと思います。そのためには、我々も、そして一人の住民としても、そのことについて町が行うことについては大きな支援をしたいと思ひますし、そういったことを期待しているわけでありませう。

ただ、今ご答弁の中で、1と2も絡められるのですけれども、問題は、受け皿ができた、できて、そこから一般の就労者が何人になるのか、就労する受け皿が、また各職域があるのか、この辺になると、今まで施設の職員のいろいろな努力で開拓した経過があったと思うのです。これらについては、新たな観点として町もぜひ障害者のための就労の場の確保について、管理が町から離れたとはいえ、今以上に町としても関与して開拓してほしいものだと思ひますし、同時に財政的な面からいうと施設的に訓練施設、教育施設、そういったものが生産施設がなかなかぴしとできるということは言えないかと思ひのだけれども、障害者自立支援法はそこまでも行政の努力を期待した法律でありますから、何とかその辺について、これもまた町長覚悟を決めて、利用者のために、障害者のためにケアホーム、グループホームに入った子供たちがさらに社会性を高めるための努力を町としてもするということを約束していただきたいと思ひまして、最後に質問させていただきました。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私のほうからお答えをいたします。特に就労の場の受け皿の問題が今後大きな課題として出てくるのではないかなと私も思ひます。私もグループホームに入られた利用者の方々が何がしの収入を得ると、こういうことが今後グループホームに入っても大きな心の支えになるのではないかなと、こういうぐあいに思ひます。そういうことで、私どももできることであれば天北厚生園にもいろいろな仕事の間、就労の間の開拓をぜひ図っていただきたいという話もしておりますけれども、同時に私どもも行政の中で今までやっている中で利用者のできるような業務がないかどうか、こういうことも検討していく必要性あると。特に私は、天北厚生園の施設長にも言っているのですけれども、グループホーム等に入った人たちが中頓別町だけでなく、浜頓でも猿払でも水産加工場で知的障害者ができるような業務がないかどうかと、ホタテの耳とりだとか、本当に単純な業務あるかなと思ひますし、また小頓別の割りばし工場で袋詰めだとか何かでそういう業務がないかどうかと、そういうものも含めて相談をしていく必要性があるのかなと。そういう場合に、天北厚生園のほうで私どもに相談があるのであれば、私どもの担当の職員も

一緒に出向いていってお願いをしてくると、こういうようなことも考えていく必要があるのかなと、そういうようなことで、できるだけ自立支援法に基づき施設から出て、グループホーム等に入った人たちに少しでも収入確保のために町も最大限の努力をしていくと、こういうようなお話をさせていただきたいと思います。

○3番（東海林繁幸君） 真摯なご答弁いただきまして、ありがとうございました。終わります。

○議長（石神忠信君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

2008年4月施行の医療制度についてです。昨年6月の国会で成立した医療制度改革関連法は、高齢者のみならず、多くの国民にさらなる痛みを押しつけるものと思います。この中には既に実施されているものもありますが、来年の4月から実施される新たな医療制度について伺います。中でも後期高齢者医療制度は、全道180市町村で構成される広域連合で運営されますが、本町もその一員ですので、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

後期高齢者医療制度について。まず、どんな人が加入するのでしょうか。75歳以上ということですが、一律ですか。2つ目、医療保険料の納め方は、どうなりますか。減免の制度は、あるのでしょうか。また、払えなかったら、どういうふうになるのでしょうか。高齢者のこの医療制度の窓口負担ですが、どうなるのか。それと、今まで国保に入っていたときと同じように医療が受けられるのでしょうか。4つ目、広域連合の運営では、末端の市町村住民の実情を把握し切れないと思います。多くの高齢者、住民の意見を反映できるよう、運営協議会などを設けるように広域連合に要望すべきではないでしょうか。5つ目ですが、来年4月からこの医療制度が実施されるというのに、知らない人が多いようです。制度の大きな変更ですから、住民にわかりやすく説明していく必要があると思います。制度の周知は、どのような計画で進められていますか。

大きな2つ目ですが、75歳未満の人については、現行制度のどこが変わりますか。

3つ目、来年度から自治体の健診制度がなくなり、保険者ごとの特定健診制度が義務づけられるということですが、受診の対象者、健診内容はどのように変わりますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員さんの2008年4月施行の医療制度について、奥村保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） （1）ですが、75歳以上の方と65歳から74歳までの方のうち、一定の障害のある方がまず対象になります。

（2）についてですが、保険料につきましては均等割と所得割、それぞれ50%ずつの

構成で算定されることになり、保険料率や賦課限度額につきましては11月下旬までに広域連合議会において決定される予定でございます。納付方法につきましては、年金からの特別徴収と直接窓口にて納める普通徴収の方法になります。減免制度につきましては、設ける予定でいると聞いております。滞納となった場合につきましては、通常と比較して有効期間の短い短期証を発行することになり、また滞納発生後1年を経過した滞納者に対しましては、特別な事情がない限り被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行うこととなります。

(3)につきましては、窓口での医療費負担は、現行の老人保健制度と同様の一般所得層1割負担、現役並み所得層3割負担となり、現行制度と同様の医療が受けられます。

(4)につきましては、広域連合では現在さまざまな立場から幅広い意見を聴取して、運営に反映させるために後期高齢者医療運営懇話会を設置するための準備を進めております。なお、この懇話会は、本年度限りの組織とし、平成20年度以降は新たな運営協議会を設置する予定と聞いております。

(5)、住民周知につきましては、現在ホームページに制度の概要について載せておりますが、今後広域連合からの情報をもとに旬報等にて住民周知をしていくことと、広域連合では制度を説明したパンフレットの作成を予定しております。今後制度該当者に対し個別配布をしながら、周知に努めてまいります。

大きな2についてですが、70歳から74歳までの方については、窓口負担が一般所得層で1割から2割に変わります。

大きな3につきましては、健診体制につきましては、現在老人保健法に基づき基本健診を40歳以上の町民を対象に実施してきましたが、今年度で老人保健法が廃止され、来年から国保事業として実施することになります。したがって、今後健診の対象につきましては国保被保険者となり、国保以外の被保険者についてはそれぞれの加入している保険者が実施することになります。健診内容につきましては、特定健診結果や医療費分析結果から糖尿病等の生活習慣病にかかっている人やその予備軍を抽出し、保健指導を行っていくこととなります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 高齢者の方々が異口同音におっしゃるのは、年金が減った、医療費、つまり病院代が高くなって困るということです。75歳以上の医療保険料を年金から問答無用の天引きとする。後期高齢者医療制度は、この点だけをとってもお年寄りにとってはつらいものがあると思います。既に老年者控除、非課税措置、定率減税も廃止されたの上のことですから、さらにこういう税制の対象にならないという年金の少ない方も中頓別町では多くいらっしゃるのではないかと思います。そこで、6点について再質問をさせていただきます。

一定の障害について、どのような内容か伺います。65歳以上で障害をお持ちの方やご

家族にとっては、この医療制度に組み入れられるかどうか、重大なことではないでしょうか。

2つ目ですけれども、特別徴収、普通徴収は介護保険で経験済みですけれども、この医療制度ではその基準や例外など、どうなっているでしょうか。

3つ目、懇話会や運営協議会設置の予定があるというのは、よいことだと思います。重要な事柄を決める広域連合議会、代表が参加しているのは全道180市町村のうちわずか32市町村です。運営協議会というものが幅広く意見を反映させる仕組みとなるよう、広域連合に対して強く要望していただきたく思いますけれども、いかがでしょうか。

4点目、周知、お知らせの方法についてですけれども、9月10日発行の旬報に初めて載りました。ホームページにはもっと早くから載っていたようすけれども、今々この制度の対象になる高齢者の方々がホームページをごらんになる機会は少ないと思うので、旬報への掲載をもっと早くすべきではなかったかなと思います。そこで、お尋ねしたいのですけれども、文書やホームページのような一方通行のお知らせではなくて、担当者の方がさまざまな場所へ出向いて行って直接説明する、つまりその場で質疑応答ができるような説明が必要ではないでしょうか、そういう計画はあるでしょうか。

5点目ですけれども、75歳未満の方は現行制度とどこが変わるのか、窓口負担が2倍になることのほか、通院、入院の自己負担限度額は変わらないのでしょうか。また、65歳以上74歳未満の方の国保税を年金から特別徴収、天引きをするという法律は既に決まっているわけですけれども、中頓別町でもこのことが行われるのでしょうか。

6点目ですけれども、75歳以上の方は国保から外れるので、来年の4月からは国保の保険者としての町が行う健診の対象から外れると思いますけれども、健診について75歳以上の人はどういうふうな扱いになるでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 1番目の一定の障害の内容につきましてですが、これらにつきましては現行の制度と変わりありません。詳細につきましては、手元に資料がございませんので、後日、もし必要でありましたらお知らせしたいというふうに考えております。

2番目の特別徴収、普通徴収の基準の例外につきましてですけれども、現在詳細についてはまだその辺の情報は入っておりません。ただ、基本的に言われているのは、年金から徴収する場合につきましては年金額18万円を超える方から徴収をするというふうに言われております。18万円を超える方で介護保険料、それから後期高齢者等の医療保険料の2分の1の金額が18万円の2分の1を下回る場合については、普通徴収になるというふうに言われております。

3番目の件につきましてですけれども、医療懇話会の構成メンバーにつきましては、現在広域連合で考えている部分につきましては保険医療関係及び福祉団体から5名ということで、北海道医師会ですとか道歯科医師会、道薬剤師会、北海道病院協会、北海道社会福

社協議会等の団体から5名、自治体関係ということで市長会、町村会から2名、全道をカバーしている高齢者団体から2名、それから保険者関係の団体からということで、市町村国保あるいは国保組合、健康保険組合連合会、社会保険事務局、北海道国民健康保険団体連合会から5名ということで、合計14名の構成メンバーで考えているというふうに聞いておきまして、これらの団体の方々から制度に対する意見等を聞いているということのようでございます。

今後の周知の方法なのですが、今現在個別に回って周知をするということは考えておりませんが、今後制度が固まり次第、老人クラブですとか寿大学ですとか、そういう団体に伺いまして制度の説明をするということも考えられるというふうに思っております。

5番目ですけれども、75歳以上の方の制度とどこが違うのかという、75歳未満の方につきましては先ほども述べましたとおり医療費負担がまず変わることと、74歳未満65歳以上の世帯の方につきましても徴収方法が後期高齢者と同様に年金から徴収することが可能になっております。

それと、6番目なのですが、75歳以上の健診につきましては、先ほどご説明したとおり町としては国保の被保険者の健診を行うということでございまして、75歳以上の後期高齢者の関係につきましては広域連合のほうで実施をすることとなりますが、広域連合ではそれぞれの市町村に業務を委託するというところで考えているところでして、したがって75歳以上の方についても町が受託をして健診を行っていくという形になろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん、今の項目は多岐にわたっておりますので、その中で答弁漏れありますか。なければ、次に進みます。

○2番（本多夕紀江君） 実は、私ははっきりと聞き取れなかったのが悪いのですけれども、周知の方法について、文書やホームページばかりでなくて直接さまざまな場所へ担当の方が出向いて、該当者、住民を前に質疑応答のできるような説明の場を設けるかどうか、そういう計画についてお尋ねしたのですけれども、計画があるのかなのか、ちょっとははっきり聞き取れなかったのですけれども。

○議長（石神忠信君） それだけですか。今の点について。

奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 今後広域連合から具体的な制度の内容について通知が来るとお思いますので、それをもとに、機会がありましたら、先ほども言いましたとおり老人クラブですとか、該当するような団体等に出向きまして説明することで考えていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきますが、昨年6月に成立した医療改革法は医療費の抑制を目的にして、高齢者、弱者から取るものだけはしっかり取るが、医

療の中身は保証の限りではないという冷たいものではないかと私は思うわけです。制度が新しくなるときは、いつも国がぎりぎりまで詳細の決定をしないで、職員の方々が大変ご苦労されると思いますけれども、私たち住民にとっては国も広域連合も大変遠い存在ですから、身近な役場が一番の頼りです。そこで、伺いたいと思います。その前に、75歳以上の方、窓口負担も現行どおり1割、そして現行制度同様の医療が受けられるということでは、少しは安心かなとも思うわけです。国のほうで診療報酬の定額制だとか包括払いを検討しているとも聞いたことがありますので、もしそうなれば医療機関としてはこれまで同様の検査とか診療を行えば赤字になってしまうので、高齢者に対する診療を抑制せざるを得ないのかなという心配を勝手にしていたところですけども、現行どおりということであれば大丈夫だと思います。現行制度と異なる点ですけども、それはやっぱり資格証の発行だと思います。そのことを伺いたいのですけども、国保では、70歳以上には資格証が発行されていなかったと思います。今度1年間の保険料の滞納で機械的に発行されるとすれば、これは重大な問題だと思うのです。天引きの場合、まず滞納ということはあり得ませんが、年金月額1万5,000円未満ではやはり滞納の可能性があると思います。資格証になりますと、窓口で医療費の全額を一たん支払うことになって、病院にかかりたくてもかかれないという事態になりかねません。こういう場合、滞納が発生したような場合、町としては何らかの援助とか支援の方法を考えていただきたいと思うのですが、この点いかがでしょうか。

2つ目ですけども、先ほど広域連合の運営協議会の話がありましたけれども、懇話会が14名で構成されるというお話はありましたけれども、町としてこの地域の実情、医療機関も少なく交通も不便である、この地域の実情とか意見を広域連合のほうへ伝える、要望するというようなことはしないのでしょうか。懇話会にお任せするというのでしょうか。

3つ目、周知のことで先ほど追加のご答弁をいただいたのですけれども、機会があったら出向いて説明するということでしたけれども、機会があったらではなくて、機会をつくって説明をしていただきたいと思います。

4点目ですけども、65歳以上の方の国民健康保険税の年金からの天引きですけども、可能になったときおっしゃっていました。可能になったところで、中頓別町はそれを来年度実施するのかどうかということをお伺いしたわけです。可能になったということは、天引きをしなくてもいいという場合もあるように思うのです。その年金天引き、特別徴収です。65歳以上74歳未満の国保税、それについての判断基準が示されているのではないかと思います。ですから、それに基づいて、中頓別町の場合は年金からの特別徴収を行ったほうがいいのか、行えるのか、行えないのか、その点を判断していただきまして、できるだけ早く住民の方に知らせるべきではないかと思います。といいますのは、介護保険料を今年金から自動的に引かれているだけでも、機械的に引かれるので、その時期に関係なく引かれるので、季節、時期によっては生活が大変である。さらに医療保険料まで天引

きとなると、いろいろ生活の都合というものがあるので、自動的に引かれるのは大変だという声が多いように思います。

75歳以上の方の健診については、今までどおりこの中頓別町において健診を受けられるということでよいと思っております。

以上4点です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から初めにお答えをいたします。

滞納者に何らかの援助をできないのかと、こういうようなお話でありますけれども、はっきり申し上げてできません。不公平なことには私どもはできないと、こういうようなことをご理解をいただきたいなと思えますし、また年金からの天引きの関係でありますけれども、私は年金しか収入のない人たちについては、一回手に入って納めるよりも手に入る前に納めたほうが納めやすいのではないかなと私は思います。特に給与の所得者であっても、一回収入に自分の懐に入ってから税金を納めるような場合について、どちらかという滞納者が多いと、こういうような傾向があります。そういう面からいくと、年金の少ない人については本当に大変だと私も思います。そういう中であっても、やはり手に入る前に納めるものは納めてしまうと、こういうほうが私は本人の滞納につながっていかないのではないかなと、こういう気がいたします。そういう意味で、制度として年金から徴収できるのであれば、私は年金から徴収をさせていただきたい、こういうような気持ちを持っております。

また、懇話会に対して町からいろんな要望を上げたらいいのではないかと、こういうような考え方があります。町村会からもその懇話会に入るといってお話がありますから、町村会から入ったような場合については私どもも考え方をまとめて、その懇話会に入っている町村会の代表の人に、こういう要望もあるよと、こういうようなことを伝えていきたいと、こういうことをご理解をいただければなと思えます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 住民説明につきましては、今後説明していくことで検討していきたいというふうに考えております。

それから、天引きの判断基準につきましては、一定程度の徴収率のある市町村につきましては年金からの徴収をしない普通徴収でもいいというふうに定められておきまして、中頓別におきましては定められている基準よりも徴収率が高いですので、考え方としては年金から徴収する方法と普通徴収をする方法の選択をとれるという状況でございます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 制限回数を超えましたので、これは質問ではなく私の勝手なところか、意見ですけれども、ただいまの年金天引きの件ですけれども、一定の徴収率、98%とか非常に高い率ではないかと思うのですけれども、中頓別の場合それを超えている

ので、必ずしも天引きをしなくてもよいということのようです。それから、もう一つ判断基準があって、国保の加入者数も判断基準の一つになっていると思いますけれども、国保、今度75歳以上の方が国保から抜けますから、かなり人数が少なくなると思うのです。そうなりますと、年金から特別徴収するという国保加入者数の判断基準、その点はどうなるのでしょうか。もしも2つともきちんと特別徴収しなくてもよいという基準に当てはまっているのであれば、それがずっとではなくてある一定の期間であったとしても、今の皆さんの生活実態から照らしても、特別徴収の時期をなるべくできる限り遅くするようなことも思いやりの一つではないかなと思います。

では、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） 答弁もらいますか、今の。

○2番（本多夕紀江君） 答弁必要ないと自分で言いましたので、結構です。

○議長（石神忠信君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、観光施設、中頓別鍾乳洞等の活用について質問させていただきます。

中頓別鍾乳洞のエリア内の整備が前年度で完了いたしまして、本年度から本格的に一般開放されております。シーズンのには、おおむね観光施設として利用されるシーズンがやや終わりにかかってきたのかなというふうに思いますが、ことし一年を振り返って、今後の施設維持や運営等についてどう考えているのか、次の点についてお伺いしたいと思います。先ほど常任委員会報告でも述べさせていただきましたが、おおむねその内容等についてどう考えているのか伺いたいというふうに思います。

（1）、鍾乳洞自然ふれあい公園整備構想と鍾乳洞の今後の保全と利用、利用というのは観光に向けてという意味ですが、その方向性の関係について基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

（2）番として、現在中頓別振興公社が管理運営を行っておりますが、先ほどの所管事務調査でも申し上げましたとおり現地調査を行い、管理者からいろいろお話を聞きましたが、シバザクラの管理については十分な体制ができていないというふうにお伺いいたしましたし、我々もそういうふうを考えておりますが、今後どのようにこのことについて対応していくおつもりかお伺いしたいというふうに思います。

（3）番目として、希少固有生物の保護を考慮した上で、パンフレットの整備や説明看板の設置など、これらを整備して観光施設としての付加価値を高める、そういう対応策をとる考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

（4）として、本年度は試行的に緑化募金箱を設置してきましたが、その効果はどのようになっているのか。また、上の1点、2点、3点、それらを整備した上で、管理費を捻出するために有料化を考えていくべきではないかというふうに思いますが、以上4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員さんの観光施設、中頓別鍾乳洞等の活用について、柴田産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） （1）についてですが、鍾乳洞自然ふれあい公園構想は、旭台地区、弥生地区の町有林と隣接する国有林との連携、協調を図りながら、この森林地域一帯を森林公園と位置づけ、道指定天然記念物、中頓別鍾乳洞エリアの整備、これは完了しております。歴史的文化遺産、砂金掘り跡、金鉱跡の整備、これにつきましては検討中であります。町民の森、保安林指定による生活環境保全林の整備、これにつきましては平成16年度から実施、完了年度は21年度を予定されております。豊かな自然、町有林、国有林の整備、町有林につきましては現在林道を今年度から着手しております、を進める構想であります。整備が完了した鍾乳洞エリアにある北海道指定天然記念物は、将来にわたって保護、保存してまいります。さらに、保護、保存を前提に、関係部署と連携し、町民利用、特に健康づくり森林ウォーキングロードなどとして及び都市住民の受け入れ、観光利用としての充実を図ってまいります。

（2）ですが、管理を行っている有限会社中頓別振興公社の意見を伺いながら、シバザクラの密生度を保つため、定期的に植えかえができるよう、育苗場所の確保を図りながら対応してまいります。また、シバザクラの雑草が集中して生えることから、ボランティアの募集も検討してまいります。

（3）ですが、洞窟内にはコウモリやトビムシなどの希少生物が大学や研究者の調査で確認されています。また、鍾乳洞エリア内には、植物、鳥類、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚介類の希少野生動植物の存在が整備前の調査で確認されています。これらのデータをパンフレットの作成や看板等の設置に活用し、観光施設としての付加価値を高めてまいりたいと思います。

（4）ですが、公園の環境整備や緑化等に役立てるため、オープンとともに、入園者の動向を調査するため試行的に緑化募金箱をぬくもり館内に設置いたしました。4月の29日のオープンから8月末日まで、4万5,429円の募金、協力金をいただきました。この間の入園者の動向ですが、記録書に記載してくださった方が2,354人で、管内が735人、31%、札幌近郊が484人、21%、道内合計が1,984人で84%となっております。さらに、道外が266人、11%となっております。また、管理日誌の入園者数ですが、5,362人となっておりますので、44%の入園者の方が記録書に記載したことになります。管理費の捻出のための有料化につきましては、現行の指定管理料が上回ることはないように有料化すべきと考えますし、指定管理者に利用料金収入が入ることになりますので、指定管理者である有限会社振興公社とも十分協議してまいります。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、まず（1）について再質問させていただきますが、砂金掘り跡と金鉱跡の整備については検討中ということですが、現段階でこれらについてどういう方向性をつけようとして検討されているのか、その検討内容、どこら辺まで検討されているのか、そこについてお伺いしたいというふうに思います。

それから、私がここで一番聞きたかったのは、ふれあい公園という大きなエリアではなくて、当然それもないわけではないのですけれども、町民や例えば観光者が来て、一番直接的に感じるのは、やはり森林セラピー等の医療としての利用もされていますが、ふれあい自然公園的な要素と、それから鍾乳洞と軍艦岩、あそこら辺を見ての観光施設、そこら辺が一番直接的に町民、観光者が触れ合えるところなのかなというところで、答弁の中にも観光施設という言葉がありますけれども、きちっとした観光施設としての位置づけをしっかりとつけていくという考え方があるのかなのか、言葉では観光施設という言葉はあるのだけれども、では本当にこれを観光として活用していくよ、中頓別の観光施設だよという位置づけをしっかりと持って、これから今後の対応としてそういう考えのもとでいくのかどうかという点について私としては一番聞きたいところなので、有料化等にも絡みますけれども、その点についてもう一度、整備とその考え方についてもう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、2番目のシバザクラ等の管理なのですけれども、現在振興公社で管理を行っておりますけれども、育苗場所の確保あるいはボランティアの募集というのは、どちらが主導、ウエートをとってやっていくのか。振興公社にボランティアや何かを募ってやらうかどうかという物の考え方に立つのか、指定管理者とした町としてここら辺の対応というのをみずから、当然振興公社あたりがやっぱり中核となつて行うのはわかりますけれども、町としても積極的にこういう物事に対してボランティアの募集あるいは育苗場所の確保というものを積極的にとっていかうとしているのかどうか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目については、（3）ですけれども、パンフレット作成、看板を設置して活用していくということなのですが、それでは具体的に20年度に向けて、これからだんだん20年度の予算措置というのをとっていくわけですが、具体的に20年度においてその予算措置をとっていくというふうに考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、4点目なのですけれども、緑化募金箱をこしは試行してみたということで。それで、4万5,000円のお金がそれにあつたと。試行的に緑化募金箱を置いて、4万5,000円というお金があつて、これをどういうふうに評価、その募金箱の効果、4万5,000円というお金があつたということはどう評価するのか、その点がちょっと私としては答えとして欲しかったなど。では、何のために試行したのだ、何を調べようとして試行したのだということがこの答弁の中にはないので、そうするとこの募金箱を置いた意義というのは一体どこにあつたのだろうと。有料化をすべきだと考えていると

言うので、以前から何回かの討論から見ると、かなり積極的な答弁になったのかなというふうには思うのですが、試行した募金箱と有料化すべきと考えてきた流れというのがちょっとつながらないなというふうに思います。それで、その点について、緑化募金箱を置いたことの評価についてどう考えるか、4万5,000円という金額に対してどう考えるか、その点をお伺いしたい。

それから、この4万5,000円の用途です。この寄附、募金を募ったのですが、緑化、緑化と言うけれども、では緑化の何をやるのだ。募金に関しても、一体緑化の何を目的とするから、協力してくれと言ってきたのかなと。現地視察したときにも、その募金のお願いという張り紙はありましたけれども、こういうふうにするためにこのお金を使うのかというのがやっぱり見えなかったかなと。木をあと何百本植えるのだと、あるいはこの通りを森林浴としてもっと整備するのだとか、どこを目指しているのかなというのがちょっと見えなかったの、そういう意味での評価についてお聞きしたい。

それから、有料化について、現行の指定管理料が上回ることはないよう、当然それが上回る以上に有料化によってお金が入れば、それにこしたことはないのですが、パークゴルフ場もそうでしたけれども、完璧にお金を取ろうというふうに考えてしまうと、管理者を置かなければならない、あるいは横から入らないようにさくをつくらなければならない、そういう発想に私はなってくるのだと思うのです。パークゴルフ場だって、今自販機を置いて対応していますよね。わかりませんが、もしかしたらただでやっている人がいるかもしれない、パークゴルフ場も。ここで、鍾乳洞も管理者がきちっと出入り口にいないと、ただで入るような人がいるかもしれない。だけれども、料金を取らないと収入はゼロですよ。パークゴルフ場でただで利用している人がいるかもしれないけれども、確実に料金は入っているわけでしょう。やっぱりそれは、維持費に活用できるお金が収入として入るわけですよ。鍾乳洞も私は同じ考え方でいいのではないかなと、横から入らないようにさくをつくりましょう、入り口は1カ所にしましょう、その入り口には管理人を8時から5時まで置きましょうなんていう考え方をしていたのでは私はだめだと思う。だから、100円でもいいよと自販機で。そして、そのお金というのは何に使われるのだ、緑化の何のどこに、あるいは管理費の何に使うのだ。だから、自主的に入場券を買って、お入りください。あとは、良心に任せて私は十分だと思う。それで、幾らかの。だって、募金箱にも4万5,000円入ったのでしょ。これ例えば5,300人入ったと、1人100円にしたって53万です。100円がいいかどうか、5,300人が全部100円入れてくれるかどうか、それはわからないけれども、少なくとも私はまだまだ収入になると思うので、指定管理料が上がるだの100%取るということを前提にしてこう言っているのかどうか、その点お伺いしたい。私は、そこまで考える必要はないというふうに思います。

それから、有料化をすべきと考えているということですが、では20年度から実際有料化をしていくのか、あるいはもう少し早く緑化募金箱で試行して状況を見るのか、

20年度としてどう対応するのか。

以上の点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 再質問に対してお答え申し上げます。質問が多岐にわたっておりますので、漏れたことがありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

まず、1つ目の砂金掘り跡、金鉱跡の検討状況、その内容についてどうなっているのかという部分なのですが、これは鍾乳洞の自然ふれあい公園構想の中で、この砂金掘り、金鉱跡については教育委員会のほうで検討された事項でありますので、教育委員会のほうから聞いておりますところによりますと、当初計画しておりました方針的なこと、それから整備の内容について具体的なところまでいっていないということで聞いております。当時その中で挙げられておりました事項につきましては、石垣の補修だとか砂金掘り、金鉱跡周辺の整備、案内、説明板等の整備だとか、それから砂金掘り体験が可能な広場の小規模的な整備も検討していきたいのだということで、その計画の中では位置づけられております。

それから、観光施設の位置づけをはっきりすべきでないかということにつきましてはですが、この鍾乳洞自然ふれあい公園につきましては、大きくは町民利用、憩いの場としての利用、それから観光利用と、これはどうしても2方向からの、2方面からの位置づけがされるかと思えます。洞窟そのものにつきましては、当然鍾乳洞は道指定の天然記念物でありますので、観光的要素が高くなるかと思えます。また、今回整備したものに付きまして、また今後計画されているところ、また実際に道の治山事業で行っている整備の内容を含めて、これは町民はもとよりですが、管内の利用も高めるようにしていかなければならないと思えます。特に今まで町民利用された部分につきましては、平成18年、19年度で主な利用団体ですが、幼児、母親なんかはひよっこクラブの憩いの場としても利用されておりますし、小学校なんかは総合学習の時間、遠足、それから鍾乳洞の探検ということで1、2年生の方も利用しております。また、長寿園、デイサービスセンターなんかは憩いの場、リハビリ教室や何かでも憩いの場として使われております。それから、はつらつ広場という部分では、見学と草取りのボランティアなんかもしていただいております。それから、町研サークル、学習研究の場としての活用、町民の方は健康づくり、森林ウォーキングなんかで1時間ゆっくり歩くというような利用のされ方しております。

これらのことを考えまして、町民利用の部分におきましては今後とも保健福祉課との連携によります今すこやかロードの認定も計画に挙げております。これは、財団法人北海道健康づくり財団と北海道が指定しますすこやかロードということで、今後これらの認定を受けましたら、その財団ホームページで紹介されたり、それから事業助成、20万円の助成をいただけるということもありますから、こういった認定、すこやかロードの認定なんかも計画していきたいと思っております。また、教育委員会とは、学習の場、体験の場等での活用を図っていきたい。町民は、もちろん憩いの場と交流の場としての活用を図って

いけるようにしていただきたいと思います。また、シバザクラの開花時期は、森林浴とか適度なウォーキングなんかでの利用なんかも特に進めていきたいと。

町外の観光施設としての具体的な利用のさせ方なのですが、現在まで団体等の利用につきましては各管内の小学校の遠足だとか、老人クラブの憩いの場、浜頓さんの国保のリハビリ教室だとか、それから利尻高校、猿払の社会福祉協議会、天塩中学校、それから稚内小学校と、それから管内の障害者の会、そういった各層の団体の利用がされております。具体的に観光施設として町外の利用、近隣ですが、そういった利用の場としてなるためには、鍾乳洞の見学の間や体験観光の間として、また学習の間として、健康づくりの間として、さらに鍾乳洞内や周辺の希少生物の観察の間としての活用が図られることが望ましいかと思っております。

それから、3点目のシバザクラの管理なのですが、ボランティアの募集について今後町としても指定管理を受けていただいています有限会社中頓別振興公社と協議しながら、無償でのボランティアの応募について来年度から計画を考えていきたいと思っております。

それから、4番目として予算、具体的に20年度からそういった予算措置をするのかというところであります。管理のための予算措置をするのかというところでありますが、今現在町の財政が大変厳しい状況もございますが、今緑化募金としていただいたお金の部分についての使い道について今後検討して、有効に活用できるような形での考え方に進んでいきたいと思っております。

それから、試行的に緑化募金をやりましたけれども、その評価はどうなのかということと、どういう形でこれらを置いていったのか、その経過の部分でありますけれども、振興公社と当初この件について協議させていただきました。指定管理者の中で有料にして指定管理料をいただくことになると、その対応で今後進めることができるのかどうかということで振興公社と相談してきております。この中で、振興公社もすぐに有料化で来年度からお金を取ってやるという状況には、今の段階ではそういった受け方はできないということで、こういった緑化募金箱の状況や、それからアンケートなんかもとりながら、その状況を踏まえて今後進んでいきたいというようなことも言われておりましたので、そういった形での緑化募金箱の設置等を進めてきております。また、町としても、この緑化募金としていただいたお金については、先ほども申し上げましたように有効に活用できるようなことで今後検討してまいりたいと思います。

最終的に管理料の関係で20年度から有料化するのかなということにつきましては、今後の指定管理の動向を踏まえなければならないというふうに考えております。振興公社が指定管理を受けているのが2年でありまして、今年度と来年度であります。その後の移行について、観光協会もこの鍾乳洞についての管理を希望していることもありますので、その状況を踏まえながら進めなければならないと考えております。

答弁漏れが多数あるかと思えますけれども、一応以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ちょっと確認させてください。20年度予算化については、財政的にゆるくないので、緑化募金箱のお金を活用したいというような言い方に私はとれたので、そういうおつもりなのか、財政的に厳しいから予算化はしないよということなのか。募金箱の名前が出たので、その点をちょっと確認させてください。

それと、有料化について、振興公社がまだそういう段階でないというのは、施設として観光整備がまだ整っていないから、まだその段階でないということなのか、人件費的な管理上そこまで手が回らないという、そういう意味で今そういう段階でないと言っているのか、どちらの意味でそういう段階でないと言っているのか。

ちょっとこの2点確認させてください。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 利用された方から貴重なお金を緑化募金、協力金としていただいておりますので、この部分についてはパンフレットだとか説明板も含めて、環境整備や緑化に役立てるための募金でありますので、そういう方向で予算化できるように進めていきたい。今現在4万5,000円でありますけれども、このお金も貴重な財源として使わせていただくような形で来年度に向けて検討していきたいと思っております。

（「一般財源からの予算化はあるの、ないの」と呼ぶ者あり）

○産業建設課長（柴田 弘君） 一般会計のほう、このお金については雑入で今年度入れておりますので……

（「それ以外に、それを聞いているの」と呼ぶ者あり）

○産業建設課長（柴田 弘君） それ以外については、いろんな意見ございますので、それも含めて、どのようなことでやっていけるか、パンフレット、説明板等もありますので、それらも含めて検討していきたいと思えます。

それから、有料化する時期、有料化する段階的なもので、振興公社さんの話先ほどしましたけれども、振興公社から観光協会に2年後、一応移行するような検討をされておりますので、時期的に今指定管理を受けていただいている状況がありますので、段階的にはその1つの判断として、その段階でどう進めていけるかということが判断基準になろうかと思えます。

○6番（柳澤雅宏君） さっき振興公社がそういうまず段階でないと管理者が言っていたと言ったでしょう。それは、施設的なものが整備されていないから、まだそういう段階でないとやっているのか、いわゆる労働力に手が回らないから、そういう段階でないとやっているのか、どういう意味だということを聞いたの。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 済みません。

具体的に詰めたところでの話、回答は聞いておりませんが、当初言われたのは、料金を有料にして、すぐには検討できないので、人件費的な問題もあろうと思えますし、その体制も含めての問題もあろうと思えますけれども、料金を有料にしてもすぐには振興公社と

しては対応できないので、緑化募金や、それから今後の観光客等の状況を踏まえて検討していきたいということであります。

（「このまま続けていけんの」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 今の再質問で答弁漏れがあった場合には、続けてください。

（「じゃ、再々質問で」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 再々質問をお願いします。

○6番（柳澤雅宏君） やっぱりはっきりしないのだ。それで、さっき観光施設としての位置づけをするのかいというふうに私は聞いたつもりなので、憩いの場として町民が利用している、森林ウオーキング的な、そういうものに活用されていることはもう十分わかっていますし、そのことは私は大いに利用していただければというふうに思っております。ただ、鍾乳洞等について観光施設としての位置づけをしっかりとしていくのかいということをお聞きしているのです。答弁の中に、観光的要素があるという答弁さっきされましたよね。そこがやっぱりニュアンス的に我々が答えていただきたいところとの違いなのです。だから、要素はあるよ、要素はあるよ。先ほどの有料化のところでもちょっと出ているのだけれども、整備がまだとかという。観光施設にするのだということだからこれから手をかけていくのと、それから観光としてお金が取れるような状況までにはほっておくのと、これはえらい違いでしょう。私は、観光施設として持っていくのだ、100円でもお金を取るのだ、そう思ってこれから鍾乳洞に手をかけていくのとはえらい違いだと思う。今は、それはお金をもらえる状況ではない。では、いつになったら、何年たったらそういう状況がそろふのだい。それは、そういうふうに入手を入れていかなかったら、絶対状況はそろわないでしょう。だから、先ほどから言うように、観光的要素があるのなら、どういう要素があって、それはどういうふうになれば観光的に生きるのか、そういうことをやっていきましようと言っているのです。そして、お金をもらいましょう。要素が整うのを自然的に待っていたのでは、何十年たっただけそんな要素は私は整わないと思う。そういう感覚に考え方をすれば、どういうパンフレットがいいのか、どういう説明看板があると観光客は納得するのか、私はそういうところにも全部波及していくと思う。

それで、さっき振興公社の考え方はどこなのだと聞いても、担当者として十分協議はしていないので、本当の言わんとするところがわからないみたいなさっきの答弁で、そういうのでこれから施設を整えていくのか、今管理者が変わり目だというのはわかります。そのことはわかるけれども、振興公社が人件費としてとてもではないけれども、手を回さないから、今有料化と言われても対応できない。一体どこにその原因があるのか、はっきりさせないと、これから対応の仕方が私はないと思う。だから、施設としてまだ未整備だから、とてもお金を取れるような状況ではないから、ならばどうやったらお金が取れるようなものになるか、そういう検討に入ると思う。人件費がかかって、とてもではないけれども、あそこに1人は置けないからと。では、人件費がかからないように、さっき言うように自販機を置いたらどうだろう、そういう議論になるのです。そのもともとの根幹がまだ、

議論して、よく趣旨はまだ検討していないのだけれどもと、向こうではそう言うので、それではおれは対応にならないと思うので、まず観光施設としての位置づけをしっかりと。もう一度聞きます。観光施設としての位置づけをしっかりとしていくのかどうか。

あとのお金のことに関しては、それは予算がないので、今すぐやれと私もちょっと言えないので、これは町長の腹一つなので、なるべく早く整備したほうがいいなと、お金を取るなら早く整備したほうがいいなと、そう思います。

それから、振興公社の有料化に対する今はそういう段階でないというものに対して、やっぱりしっかり問題点を掘り起こして、その対策を打つと、そういうふうに私は対応していただきたいと思うので、最後に観光施設としての位置づけをもう一度、それから有料化に対する問題点を整備する、そこら辺をこれから対応していただけるかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

中頓別町内での観光施設と言え、恐らく2, 200町民ほとんどの人が中頓別鍾乳洞だろうと言うと思います。そういう意味からすると、観光施設として位置づける必要性は十分あると、十分あるというか、位置づけなければならない施設でないかなと、このように思います。そういう意味で、昨年度ハード面の整備が終わりました。それで、今後は観光施設として、来た人たちにどういうインパクトを与えていくのかというのは、やはりソフトとしてパンフレットや看板の設置をしてサービスをしていくと、こういうことにつながるのではないかなと思います。そういう意味では、一遍に全部が全部整備をすることは、ソフトとして整備をすることは難しいかもしれませんが、担当課から予算要求が来た中で、20年度予算の組める範囲、全体の予算の枠の中で組める範囲、予算措置をして、パンフレットでも看板でも、少なくともどちらかでも整備をしていくと。段階的な整備をしていって、ソフトとしても整備を終わった段階では、やはり有料化を進める必要性があるのかなと。ただ、昨年、18年度ですけれども、担当のほうから私のほうに有料化の資料を持って、検討というか協議に来ました。私はそれを見て、有料化することによって支出が多くなって、収入が少ない。そういう面では、今後有料化の方向としては難しいよと、少なくともペイ前後になれば有料化というのは難しい。施設を管理している振興公社とも十分協議をなさいと、こういうような話で戻りました。課長も大変苦しい答弁をしていましたけれども、今お話ししたとおり、ソフト面のパンフレットや看板等を一年でも早く整備をして、有料化に向けて努力をしていきたい、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、一年でも早く観光施設としてソフト面で整備されますようお願いいたしまして、質問を終了させていただきます。

○議長（石神忠信君） これで柳澤さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩にいたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第7、議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） それでは、議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

なお、中頓別町特別職報酬等審議会の答申書を皆様にご配付していると思いますので、ご参照ください。

このたびの改正は、町長が8月29日、中頓別町特別職報酬等審議会に諮問した特別職の給与の月額の変定について、同審議会から答申された内容に基づき、関係条例の改正を行うものです。答申内容は、町長の給与月額、現行70万を56万円、副町長の給与月額、現行59万5,000円を53万5,500円に平成19年10月1日から改正するというものです。

なお、以後の変定において、特別職としての職務に応じた金額を維持することが必要であり、十分な検討を求めると意見を付されました。

では、条例本文を読み上げます。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「70万円」を「56万円」に改め、「59万5,000円」を「53万5,500円」に改める。

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） お伺いします。

現行より町長が20%減、それから副町長と、この後の議案第2号にも関係するわけですが、教育長が10%の減。まず、減額の率の根拠をお伺いしたい。町長の20%というのは、どういう根拠をもって20%としたか。それから町長が20%で特別職で副町長、教育長が10%、この差額、差異についてどういう根拠をもってこの差異をつけられたのかお伺いしたい。それが1点です。

それから、報酬審議会において、この意見書がありますが、ここに書かれた意見書にたどり着くに当たってどういう議論がされたのか、差し支えない範囲でもしお答えいただけたら、お答えいただきたい。

それから、もう一点は、この特別職の減額が今後一般職の給与の減額というものを見据えて行われているのか、あるいは一般職の減額というものが前提にあるのかどうか、その上で行われたということなのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私から1番、2番、4番についてお答えをいたします。

まず、根拠でありますけれども、私は町の財政が大変厳しい中で3期目の立候補をいたしました。その中で町民の皆さん方に、私は当選をしたら町長は給与の20%、それから副町長については欠員にする、また教育長については10%削減をすると、こういうようなお約束をしまりました。その結果、私は私の公約に基づいて、今回特別職報酬等審議会に諮問をして、答申をいただいたと、こういうことをご理解をいただければなど、このように思います。今お話ししたとおり、私の公約で町長は20%、それから教育長については10%と、こういうようなお約束をしまりました。特に教育長を20%減額すると一般職を下回ると、こういうことも1つの要因に、私は10%削減するといったときに頭に置いて考えました。こういうようなことで20%から10%の差をつけて削減をさせていただいたと、こういうことであります。

また、4点目のこの特別職の給与を削減したことによって一般職に波及するのか。今私は、職員は本当に少なくなって大変な中で一生懸命やっておりますし、平成18年からだと思いましたがけれども、勤勉手当も1.4カ月カットしております。そういう中で、これ以上の職員給与等を減額すると、やはり志気に大きな影響もあるのでなかろうかなと思います。私は、今までもそうでありますけれども、職員の給料、本俸については削減をしないと、こういうようなことでいろんな手当について削減をしまりました。今のところ私は、一般職の職員の給与について、本俸について削減するという考えは現在のところ持っておりません。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 2点目の差額の関係でございますが、現行町長の年収を……

○議長（石神忠信君） 差額は関係ない。
（「審議会の意見」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 審議会の意見。

○総務課長（米屋彰一君） 申しわけありません。

審議会の意見ですが、委員さんの意見の中には、前回18年の4月に町長の給与を減額して、さらにまた今回減額するのはどうかという意見もありました。また、みずから模範を示すことにより財政状況の厳しさを訴えようとする姿勢は理解すると。それから、財政が大変な状況であることと、それから今町長がおっしゃいました選挙公約であるということも理解すると、しかし特別職として金額が適当か、また一般職とのバランスについてはどうかというような意見もございました。結論として、大変厳しい情勢、状況を踏み、給与を減額することはやむを得ないという内容でのお話でありました。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ほかにないですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、議案第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 議案第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

議案第1号に関連していますので、説明は省略し、本文を読み上げます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「56万円」を「50万4,000円」に改める。

附則、この条例は、平成19年10月1日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 二、三点質問いたします。

まず、教育長の給与表の実態を私は従来から反対しておりました。反対というのは、教育長職というのが従来あった収入役と同等職という位置づけ、それと金額が一緒ということについては、私は教育長の職務上の立場、いわゆる任命権を持った常勤の特別職というような形からいうと、これは従来の助役、現在の副町長と同等にすべきだという考え方を従来から持っておりました。特に学校教職員の管理監督も含めて、非常に幅広い職域を持っている。こういうことからすると、この給与体系自体に疑問を感じておりましたので、従来は私の主張としては副町長に値するところにランクすべきものだ。まして、今回は副町長を置かないという町長の方針がありますから、そうになりましたら、立場上町長がないときには教育長といえども特別職として町長のかわりに指揮命令することもあろうと思います。これは、現実に稚内市あたりでもやっていますよね。そういった意味では、教育長が常に町長の代理としていろんなあいさつ行為も含めてやってきているところもあります。そういう意味においても、教育長の立場というのは非常に今後重要になろうかと思っておりますので、そういった給与の考え方についてどういうふうにお考えになっているのか。また、現況今こういった状況になったということも含めて、どのようなお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今現在教育長の給与については、副町長の下にあるということは事実であります。これは、管内的にもほとんどの町村がそういうような体系の位置づけをしております。私も教育委員会に8年間いた経過の時点では、今お話あったように教育長の職務というのは大変幅広く、町の行政全般を小さくしたような内容だと、こういうような認識を持っておりました。しかしながら、今の財政状況の折、こういう環境にあって、副町長の下にあったと、こういうようなことでございます。今お話あったようなことも踏まえて、財政の収支の均衡を図れるようになった場合には、答申書にもありましたけれども、特別職としての職務に応じた金額を維持することが必要であると、十分な検討を求めると、こういうようなこともありましたから、収支の均衡を保つようなときに、また特別職の給与値上げをお願いをする場合が多々あろうかなと思います。そのときには、今あったようなことも踏まえて検討させていただければと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ある意味では納得できる答弁だったと思うのですけれども、幾ら町が大変なことになったとしても、職務が報われるような給与というのは非常に大事だと思いますので、教育長も副町長が置かれたい状況からいろんな責任を感じていると思うし、できるだけ今のような形になればなと思います。それは、お願いでございます。

もう一つ聞きたかったのは、改正案50万4,000円に一番直近する一般職の給与、これ給与本俸だけではだめなので、管理職手当、その他の手当を含めると直近する職員は幾らになりますか。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 年収でいきますと732万8,219円となります。

（「一般職と教育長と……」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 差。

○総務課長（米屋彰一君） 改正後の教育長との差でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○総務課長（米屋彰一君） 改正後でいきますと、教育長が743万4,000円、職員が732万8,219円で、10万5,781円の差になります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 皆さんお聞きのとおりです。こういうことも考えると、教育長の給与については、本町の置かれている条件から考えると副町長も兼ねてもらおうような働きをしてもらわなければならないと思うので、町長の前向きな答弁をいただいたので、期待いたしますから、よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、議案第7号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 説明する前に、訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。2枚目の後ろですけれども、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で第2条及び第3条なのですが、末尾に「改める」ということを書いているのですが、これを「改正する」ということに直していただきたいのと、第11条の末尾に「とする」とあるのですが、これを「に改める」と訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

それでは、議案第7号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

このたびの改正は、郵政民営化法等の10月1日施行に伴い、関係条例について整理するものであります。

第1条、政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例及び第2条、中頓別町育英会設置条例では、郵便貯金法等の廃止により、郵便貯金にかかわる規定を削除するものであります。

第3条、道路占用料徴収条例では、民間事業者による信書の送達に関する法律により、郵便に通信便にかかわる規定を加えるものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例でございます。これは、第2条第4号の「貯金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）預金、貯金及び郵便貯金の額」、これを「預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）預金及び貯金の額」と改めるものです。

次に、第2条の中頓別町育英会設置条例では、第11条中第2号を削除し、第3号を第2号に改めるものでございます。

第3条、道路占用料徴収条例では、別表中の「郵便」を「郵便等」に改めるものです。

よろしくご審議お願ひいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号について採

決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第10、議案第3号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第3号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 米屋総務課長。

○総務課長(米屋彰一君) 説明する前に、たびたび申しわけありませんが、訂正箇所が1カ所ございます。7ページの下段、死亡エゾシカ処理料が28となっておりますが、37に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第3号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出の補正で、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ485万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ32億9,758万3,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正で、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものです。

3ページの地方債補正から説明いたします。過疎対策事業では、限度額を120万増額し、1億4,000万円とするもので、内容は医療機械器具購入事業で120万円を増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、事項別明細書を説明いたします。6ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目公平委員会費では、既定額に1万6,000円の追加補正で、内容は委員長及び職務代理者の選出、職員団体登録申請に伴う公平委員会報酬の不足分です。

11目情報推進費では、後期高齢者医療システム導入に係る通信運搬費、設定委託料の合わせて38万円を計上するものでございます。

4項選挙費、4目知事道議会議員選挙費では、人件費の整理により組みかえをするものでございます。

5目町長町議会議員選挙費では、支出が確定したので、余剰金を減額するものでござい

ます。

3款民生費では、1項社会福祉費、2項児童福祉費の各国庫負担金の確定により、返還分を計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目病院費では、医療機械器具購入に係る過疎債分120万円を計上するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、4目有害鳥獣駆除対策費では、既定額に6万7,000円を追加するもので、内容は12節の死亡エゾシカ処理料、13節で有害鳥獣駆除業務委託料を計上するものでございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費では、普通河川敷地購入費3,000円を計上するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、中頓別農業高等学校閉校記念事業協賛補助金30万円を計上するもので、歳出合計、既定額に485万1,000円を増額し、32億9,758万3,000円とするものです。

次に、5ページの歳入を説明いたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料の幼児クラブ保育料52万8,000円を追加するものです。これは、条例改正により、幼児クラブ給食代を雑入で予算計上していたところでございますが、給食費は保育料に算定されていることから、組みかえをするものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、既定額に351万円を追加するものでございます。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入では、先ほど保育料で言った組みかえによる減額によるものです。

2目過年度収入では、1節国庫支出金、2節道支出金の18年度の各負担金の額の確定による精算分でございます。

21款町債、1項町債は、地方債補正で説明いたしました医療機械器具購入事業の過疎対策事業債120万円を増額するものでございます。

歳入合計、既定額に485万1,000円を増額し、補正後の額を32億9,758万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、議案第4号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第4号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長(青木 彰君) 議案第4号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額に395万4,000円を追加して2,253万3,000円、支出については既決予定額に536万4,000円を追加して3,407万3,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額1,154万円については当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

第3条、企業債、起債の目的は医療機械器具購入事業で、限度額120万円、起債の方法は証書による借り入れで、利率は5%以内、償還の方法は借り入れ先の融資条件または借り入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとします。

第4条、他会計からの補助金、一般会計補助金の既決予定額に120万円を追加し、3,345万2,000円とするものです。

具体的な内容についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。支出につきましては、1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費で536万4,000円を追加するものです。内容については、機械備品購入費でガス滅菌器1台、4人用のテレメーター1台、電動ギャジベッド1台、超低温、これフルーザーでなくてフリーザーに直していただきたいと思います。が1台、それからシリンジポンプ2台、小児用パルスオキシメーター1台を整備するもので、合計536万4,000円を予定するものです。

医療機械器具の内容について若干ご説明申し上げます。ガス滅菌器については、20年以上経過したものの更新ということで、ビニール、ゴム類等の高熱処理で対応できないもののエチレングス滅菌器の入れかえでございます。それから、4人用テレメーターにつき

ましても、12年以上経過したものの更新ということですが、これは心電図、呼吸曲線、血圧、心拍数等、患者の情報を無線で集中モニタリングする器械でございます。電動ギャジベッドについては、背上げ、ひざ上げ、高さ調整が可能なベッド、これも57年以降25年以上ベッドも経過しておりますので、去年同様順次整備をしていくというものでございます。それから、超低温フリーザーですが、血液製剤等による遡及調査ガイドラインということで、その管理が非常に厳しくなっています。マイナス20度以下で3カ月以上、可能な限り保管すると、そういう設備でなければならないというようなことを含めて整備をするものでございます。それから、シリンジポンプ2台ですが、これにつきましては台数の不足等で近隣の病院から一時的に借用しているというような状況もございまして、その解消をしたいということで、自動の輸液注入器でございます。これを2台整備をしたい。それから、小児用のパルスオキシメーターですが、動脈血内の酸素飽和度というものを測定する装置でございまして、小さな子供さん向けの器械がないということでの整備でございます。器械の説明については、以上で終わらせてもらいます。

続いて、収入ですが、収入については1款資本的収入で395万4,000円を追加し、2,253万3,000円とするもので、1項出資金、1目一般会計出資金では、医療機械購入事業過疎債分として120万円、2目他会計出資金では、直営診療施設整備補助金ということで155万4,000円を追加するものです。

2項企業債、1目企業債では、医療機械器具購入事業に係る病院事業債120万円を追加するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第5号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第5号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページ、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億75万8,000円とするものでございます。

5 ページ、歳出からご説明いたします。1 款総務費、1 項1 目一般管理費で、9 万4,000 円を追加し、8 9 2 万円とするもので、9 節旅費、1 1 節需用費、それぞれ予算計上を行うものでございます。1 2 節役務費では、口座振替手数料1 万5,000 円を追加するものでございます。

2 款保険給付費、5 項1 目葬祭費では、1 0 万円を追加し、3 0 万円とするもので、葬祭費1 0 件分を追加するものでございます。

6 款保険事業費、1 項1 目保健衛生普及費では、5 5 万4,000 円を追加し、3 0 0 万5,000 円とするもので、9 節旅費で1 5 万3,000 円の追加、1 1 節需用費では訪問指導に係る消耗品及び車両燃料費等の追加でございます。1 8 節備品購入費では、医療分析のために使用するパソコンの購入で2 5 万円を計上するものでございます。

7 款諸支出金、2 項1 目直営診療施設勘定繰出金で、1 5 5 万4,000 円を追加し、1 5 5 万5,000 円とするもので、国保病院の医療機器整備に係る国庫補助金分を繰り出すものでございます。

歳出総額、既定額に230万2,000円を追加し、3億75万8,000円とするものでございます。

続きまして、4 ページ、歳入ですが、2 款国庫支出金、2 項1 目財政調整交付金では、1 5 5 万4,000 円を追加し、2,885万9,000円とするもので、国保病院の医療機器整備に係る補助金分でございます。

4 款道支出金、2 項1 目調整交付金で6 4 万円を追加し、1,413万5,000円とするもので、医療費分析調査及び被保険者指導等の徹底等の重点事項の実施に伴う道の交付金の追加でございます。

6 款繰越金、1 項1 目その他繰越金で、1 0 万8,000 円を追加し、1 1 万4,000 円とするものでございます。

歳入合計、既定額に230万2,000円を追加し、3億75万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第6号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第6号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,932万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出事項別明細からご説明をさせていただきます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、既定額に112万2,000円をそれぞれ追加補正し、122万2,000円とするものでございます。

1目第1号被保険者還付加算金では、1万7,000円を既定額に追加補正し、11万7,000円とするもので、これにつきましては介護保険料還付金を追加するものでございます。

次に、2目償還金では、110万5,000円を既定額に追加補正し、110万5,000円とするもので、平成18年度の支払基金、道費負担金の額の確定によるものでございます。平成18年度介護保険給付費負担金、道費の返還ということで28万3,000円、地域支援事業交付金返還金、これは道費でございますけれども、5万2,000円、介護給付費返還金、これは支払基金で69万9,000円、地域支援事業支援交付金、支

払基金の返還金で7万1,000円、合計で110万5,000円を計上するものでございます。

歳出合計、既定額に112万2,000円を追加補正し、1億8,932万3,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入の事項別明細から説明します。7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきまして、ともに既定額に112万2,000円を追加補正し、112万3,000円とするものでございます。これは、前年度繰越金の追加補正ということでございます。

歳入の合計、既定額に112万2,000円を追加補正し、1億8,932万3,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、認定第1号 平成18年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第15、認定第2号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、認定第3号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第17、認定第4号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第18、認定第5号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第19、認定第6号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、認定第7号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第21、認定第8号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、認定第9号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました認定第1号から第9号は、会議規則第39条

第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本件の提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りします。本件については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して今定例会の会期中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、今定例会の会期中に審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託した認定第1号から第9号の決算認定については、会議規則第46条第1項の規定により、9月20日午前中までに審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号の決算認定については、9月20日午前中までに審査を終了するように期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

9月19日から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、9月19日から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時54分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時54分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員